

に国庫から月 200 ドルの年金を支給するというプランであった。当時の苦しい社会事情を反映して共鳴者は非常に数に上った。しかし、ウィッテはこうしたサンタクロース的保障の方法——ウィッテの言葉——はもっとも非アメリカ的なものと考えていた。1854 年のリンカーンの演説の一節をひいて彼は答えている。

政府の目的は国民が独力ではなし得ないこと、なし得ても十分にはなし得ないことを、国民に代って行うことにある。

そのことは言葉を換えれば国民の 1 人 1 人はなしうる限りのことは、なさなければならないということでもある。35 年法において年金財政についての完全な積立方式はそのあらわれであった。各人は各人の将来に自らも参画して備えることが、アメリカ国民の責任であり、名誉ある自由であるはずであった。膨大な年金積立金が政府の手中に入ることをごまかす人たちの手によって、39 年に賦課方式にきり換えられた時、ウィッテは制度の創始者の 1 人としてとくに強い不満を持った。以後、大戦下に入り、いわば戦時景気の期に入って、35 年当初の計画どおりに拠出率が引上げられていったならば (1937~39 年 2%, 1940~42 年 3%, 1943~45 年 4%, 1946~48 年 5%, 49 年以降 6%。39 年改正はそれを 49 年まで 2% に据置いた)、きわめて容易に巨大な積立金がつくられたものをと彼は繰返し心から残念がる。賦課式——pay as you go——とは自らの責任を顧みない方式であると言葉鋭く批判する。それは pay no attention to your liabilities にほかならないと言う。ウィッテの思考にはきわめてオーソドックスな面がある。自助の精神を尊重し、それが制度の中に生かされていなければならないと主張するのもそうしたところからである。

州法において業務災害補償法にメリット制を試みて、災害防止に関する多くの企業努力を引き出すことを体験したウィッテは、失業保険についてもメリット制を採用した。社会保険は企業や個人の主体的な参加 (voluntarism) を助長するものでなければならない。この点についてもウィッテは原則論者であった。社会保障制度は人生の障害に際会した国民へ保障を与えることを主眼とすべきものである。社会保障の経済効果はあくまでも副次的なものにすぎない。所得の再分配効果といわれるものですら、社会保障の結果の一つではあっても、決してその目的たるべきものではない。

よくいわれているように、アメリカの社会保障制度をただ社会福祉の系譜の中だけで考えることにもウィッテは強く反対する。それは 1910 年代、20 年代以降の多く

の州における労働立法制定の努力の中から生まれたものであると考える。現代社会における問題性と取組みながら、しかも伝来の自己責任の原則を最大限に生かしたものの、それがアメリカ社会保障法だと考える。

医療の問題についても、欧州諸国に見られる強制健康保険の欠如をそれほど重くは見ていない。アメリカの医療体制は「混合医療」(mixed medicine) だと説明する。なるほど私的企業としての医業が支配的でもあろうが、公費の負担による医療のおよんでいる範囲は世界に誇るに足るものがあるとさえ考える。

与えられた国の与えられた時点で (in a given country at a given time)。ウィッテはしばしばこう考える。アメリカはアメリカの道を歩いて来た。とにもかくにも、その地点から歩き続けなければならない。世界各国の制度に通じたウィッテが、こうしたきわめて現実的な思考法をとる。そこに彼の本領がある。

1956 年彼はローザリィ・カレッジの学生を前にして、自分の生涯の栄誉は経済保障委員会の事務局長として 35 年法の成立に参画したことであると述べた。

よき大学教授であった彼は、またよき社会の教師として、実によく歩き、実によく語った。平明な言葉で、平明な真理を語りつづけた。彼の生涯の大事業であった 35 年法が正しく、広く、深く、アメリカ国民の中に根を下すようにという願いをもって語りつづけた。

1957 年ウィッテはウィスコンシン大学の名誉教授となった。彼の死は 1960 年のことであった。

〔付記〕 参考とした文献の主なものとは次のとおりである。

E. Witte, *The Development of the Social Security Act*, 1962.

" *Social Security Perspectives*, 1962.

Haber & Cohen (ed.), *Readings in Social Security*, 1948.

" *Social Security*, 1960.

A. Altmeyer, *The Formative Years of Social Security*, 1963.

P. Douglas, *Social Security in the United States*, 1936.

L. Meriam, *Relief and Social Security*, 1946.

B. Armstrong, *Insuring the Essentials*, 1932.

A. Epstein, *Insecurity, A Challenge to America*, 1933.

C. Chambers, *Seedtime of Reform*, 1963.

R. Lubove, *The Struggle for Social Security 1900-1935*, 1968.

社会保障の概説書

この1、2年の間に出版された社会保障の概説書の数はかなりの数に上っている。そのことは一般に強い関心が社会保障というものに集まっていることのあらわれであり、また一面、そうした関心に応じて、こうした概説書として世に問うことのできる研究者が数多く生れてきていることを示すものでもある。以下、その一つ一つを簡単に紹介するとともに、それぞれの書評に代えて、全般的な読後の感想を述べてみたい。取り上げたものの多くは、専門的な学術研究というものではない。むしろ文字通り入門的な啓蒙書が主である。しかし、そこで前提されているもっとも基本的な問題、いわば社会保障とは何ぞやといった本質論については、かならずしも共通した理解があるわけではない。より正確には基本的な問題であるがゆえに、一層深い断絶があると言うべきなのであろうか。

この国の経済的社会的機構に多くの批判を集中して、しばしば論調は現状の告発という形をとる。しかしさらに一步をすすめて、社会保障の課題、その今後のあり方といった、つめた議論になると、それほど実のあるものは見当たらない。現状に不満がある点では共通した認識を持ちうるとしても、今後の実践課題としては現状のよって来った必然性、あるいはその存在の論理の解明が求められる。そうした内在的な批判と検討だけが、次の一步をひきだすことができる。しかもその地点でしばしば論者の立場が分れるのである。そうした内在的な検討は、一見、体制擁護の論調をおびる。内在的な考察をという志向が、現状の肯定に連なっているようにもとられがちである。暴露的な告発的な叙述に終始している多くの概説書を前にして、そうした姿勢に深い失望を持つ筆者としては、その失望を言いあらわそうとすることで、無意識のうちに自らをより体制の側へ追いやってしまっていることを発見する。概説書の紹介ということで気やすく承知した筆者の筆は、今、ひどく難渋する。言わでものは言わずにすませておけばよかったように思う。

さて取り上げた諸著にいくつかの類別を試みると、もっとも体系的基本的な概説書として、

松尾均編『社会保障読本』

小倉裏二外『現代の社会保障』

中村正文『社会保障概論』

すこしく労働問題の領域にも手をひろげながら、一応社会保障の各部門にもれなく解説の労をとったものとして、

現代労働問題講座8『社会保障と福利厚生』がある。

社会保障の基礎理論として、国家独占資本主義論や絶対的窮乏化の理論、社会政策理論から説きおこして解明を試みている野心的なものに、

真田是『社会保障——その政治と経済』

岡部寛之『現代社会保障論』

が挙げられる。

社会保障の法制を主としたものには、

荒木誠之『日本の社会保障』

佐藤進編『日本の社会保障——その法制と給付の実態』

黒木利克『社会保障法概論』

がある。

社会福祉の関係者が社会保障制度の紹介を試みたものとしては、

上田千秋『社会保障入門』

中村 遙『ヨーロッパの社会保障』

さらに労働組合の立場から、主として社会保障闘争のための理論づけを試みたものに、

吉田秀夫『社会保障入門』

肥川治一郎『働く者の社会保障読本』

がある。

松尾編『社会保障読本』は序章「現代の政策としての社会保障」と第1章「日本資本主義と国民生活」を松尾均が、第2章「社会保障制度の生成過程」を与田柁、第3章「社会保障の現行制度」を小川喜一、第4章「社会保障の所得再分配機能」を和田八東、倉野精三、第5章「社会保障の当面する問題」のうち、医療保険・失業保険・年金保険を小山路男、労働者災害補償保険・企業福利・労働者福祉を舟橋尚道、社会扶助・社会福祉事業を一番ヶ瀬康子、第6章「社会保障の国際比較」を佐口卓、平石長久、第7章「社会保障の歴史的地位」を松尾均がそ

れぞれ分担執筆している。

小倉裏二外の『現代の社会保障』も多くの研究者の分担執筆によるもので、小倉が「社会保障への視点」「公的扶助と生存権保障」「心身障害者への社会サービス」を、堂面秋芳が「資本主義の発達と社会保障」「働く権利と失業保障」「母性と児童への保障」を、山本開作が「日本の社会保障構造」「医療保険制度の問題点」を、窪田隼人が「労働災害と職業病」「社会保障の権利」を、黒住章が「高齢保障の現状と課題」「社会保障関連制度」を、それぞれ執筆している。それに共同討議「社会保障の課題と展望」が付してある。

現代労働問題講座8は、社会保障と福利施設(松尾均)、社会保険の諸形態(佐口卓一—医療保険、江口英一—失業保険、田中清定—労災保険、安藤哲吉—厚生年金)、共済組合制度の現状と問題(辻敬一)、住宅政策の社会化と土地問題(桐木逸朗)、公的扶助と社会保険(一番ヶ瀬康子)、生活保護(松下廉蔵)、児童手当(今井一男)、公衆衛生(橋本正己)、企業年金制度と退職金(小林陸生)、企業内福利厚生(深沢慶一郎)、福利厚生活動(武田哲郎)、労働者の自主的福祉活動(安井二郎)が収録されてある。

こうした概説書によって、現行制度のおおよそは展望することができる。ことに松尾編の『社会保障読本』の5、6章は制度の仕組みの解明に充てられており、国内および国外の制度の多くの問題点の所在を教えられる。

国際交流のきわめて盛んな現代では、社会保障制度の持つ各国間のデモンストレーション効果は非常に高まってきた。国民大衆は、制度のおくれを為政の当局に訴え、その充実を求めてやまない。しかも、制度はそれぞれの国の経済発達の段階に著しく規定される。各国の制度はおのおのが与えられた条件の中で、しかも多様な力関係の中で形成されていく。制度の国際比較はいくつかの類型を折出しているが、現実の制度は多分に混合し、複雑化している。そうしたことについても、多くのものを教えられる。ただここで現状の認識ということで一言念をおしておきたいことがある。

わが国における……全体としての社会保障制度を貫く基軸がどこにおかれているかを解明するためには、……第二次世界大戦直後における社会保障の生成期を顧みることによって、重要な鍵を手にしうであろう。……わが国の社会保障の発足にあたって、労働者階級をはじめ、国民が貧困に転落するのを阻止するための各種社会保険が設けられないままに、(戦後の大量失業にもかかわらず、失業保険は47年末まで創設されなかった)、……政府がとりあえず45

年12月に決定したのが「生活困窮者生活援護要綱」であり、これこそ翌年10月から実施された旧生活保護法にほかならなかった。……このように、貧困に対する予防的措置が確立されることなしに、それに対する事後的措置から社会保障制度が第一歩を踏み出したことは忘れられてならないことである。(読本105ページ、丸点筆者)

この叙述の前には、「健康で文化的な最低限度の生活」というよりは、むしろ「緩慢な餓死の生活」というのがふさわしいとして、わが国の保護基準の絶対的低さを衡しているところがあり、引用した叙述の部分はそれをうけている。それはそれでよいのだが、筆者が多少の抵抗を感じるのは、引用丸点の部分である。戦後の大量失業はわれわれの出発点であった。したがって、ここでは大量失業にもかかわらずではなく、大量失業のゆえに失業保険の創設に先んじて、生活困窮者に対する緊急の保護対策が行われたとなるべきであろう。大量失業のただ中に誰が、失業保険の創出につとめることができるであろう。すでに失業保険制度を確立している国でさえ、戦後の荒廃の中では、しばしば保険が無効化して、扶助化せざるを得なかったことは、第1次大戦後のイギリスの例を見るまでもない。

責むべきは戦後火急の策が長くこの国の制度の型を決定してしまったこと、よき時に、よき決断のもとに体系的総合的な制度への転換が計られなかったことではあっても、上記の時点で緊急の保護対策がなされたことではないはずである。その意味では「かかわらず」で結ぶ前後の文脈は公平を欠いている。

こうしたことは他の著書にも見出される。明治初期の歴史にふれて、

これら明治前期の日本の救貧制度は、ごく少数の身寄りも隣保相扶も受けられない救貧民のみを材料として人民宣撫に使われた慈恵対策といえる……まさに国民の扶助請求権を否認するためにおこなわれたのが、明治前期の日本救貧制度であった。(真田『社会保障』、109ページ、丸点筆者)

徳川300年の政治のあとに登場した新政府の明治7年の恤救規則に対する評価としてはいかがなものであろうか。ドイツ社会保険の道を啓いたウィルヘルム1世の社会政策憲章が明治14年(1881)であったこととも思いあわせると、世界史の流れから考えても公平ではあるまい。筆者は何も、一言片句をとらえ、揚足をとろうとしているのではない。この国の制度に対する論者の姿勢一般について疑問を感じているのである。

歴史的な事実に対して善悪いずれかに両断する一方的なきめつけは、必ずしも実りのある態度とは思えない。

中村正文『社会保障概論』はきわめて手頃な教科書となっている。「社会保障とは何か」「社会保障の範囲」「社会保障制度はなぜ必要か」「社会保障の諸原理」「社会保障の費用」「社会保障関係総費用の動向と国際比較」「社会保障の経済効果」「社会保障の所得再分配効果」「所得保障（総論）」「所得保障（各論）」「医療保障（総論）」「医療保障（各論）」の各章からなっている内容は、一応まんべんなく社会保障の諸問題をとり上げているといえる。ことに所得保障、医療保障の各章の記述はこの本全体のそれほど大きくない分量から考えると実のある内容といえてよい。

社会保障は国民が貧困化したから必要であるというものではない。……なぜ生活水準が高く、文化の進んでいる国ほど社会保障が必要であり、またそれが充実しているのか。その理屈は簡単である。もともと貧困である社会では貧困になりようがないからである。……生活水準の低い社会では転落しようがない。それ故に社会保障はいらない。ところが生活水準が高まれば高まるほど、転落の幅は大きくなり、打撃が強くなる。そこでそれに対する防禦策が求められ、救済策が用意されなければならない。（本書26ページ）

多くの社会保障概論が、絶対的な窮乏論から説きおこす仕組みになっているものに対して、こうした論旨からはじまるこの本はかなりモダンである。しかも、そうしたスマートさで終始せず、あとがきの部分ではきびしく社会保障行政のセクショナリズムを難じている。

さて、真田是『社会保障——その政治と経済』の表現はかなり難渋である。まず次のような引用からはじめる。

社会問題を研究してきた私は、社会問題を「実証的」に明らかにすることが、その意図のいかんにかかわらず、客観的にはきわめて有害な役割を果たすことをみてきた。つまり、社会問題研究は、その元凶を科学的に明らかにすることをとおして、階級的な暴露・告発をするような研究でなくてはならないと考えてきた。しかしこの暴露や告発も、所詮は社会問題を克服し人民を幸せにする仕事の一環としてのものである。……それは労働者を先頭にした人民の運動による以外にないのだが、また人民の運動が

自己同一的に社会問題の克服になるというような社会の仕組みではない。国家権力を握っている支配階級に、人民の運動が社会問題対策を押しつけていくという形をとってきている。……つまり、支配階級の国家に、人民の運動が、社会問題対策をいかに押しつけるかによって、社会問題克服への途も大幅に左右されると考えられる。（同上、はしがき、丸点筆者）

このように此の書の筆鋒はきわめてきびしい。社会政策論争を取扱う第1章でも、社会政策における経済法則を定立した大河内一男の業績を一応評価しながらも、ここでは経済法則が観念化され、理想化された経済的精神——資本家の合理性とも言うべきものが想定されたため、そうした観念化が超階級的な合理性を錯覚し、大河内理論における政治の拒否、その翼賛理論への転落がはじまったと指摘する。

第2章「社会保障の社会理論」では、社会保障の成立の史的分析を通じて、そのすべてが、資本制国家の権力側における、いかに不本意な譲歩と、巧妙な収奪であったかが繰返し繰返し説かれる。

ビヴェリッジが述べているように、均一拠出・均一給付で全国民の強制加入を実現することは、「賃金労働者自身の間の収入のある時期と収入のない時期や、あるいは家族の負担の多い時期と家族の負担の少ない時期との間の購買力の分配をよりよくすること」が意図されているのである。つまりこの経済的譲歩は一つには利潤と賃金、資本と労働との間の再分配を内容とする譲歩ではないという点で資本の、政策主体の経済的原則は貫ぬかれている。そうしてもう一つには、資本主義の景気対策という積極的な意味ももたされていたことを読みとることができる。植民地市場が、民族解放運動や他の帝国主義国の経済侵略などで不安定になるにしたがって、慢性恐慌乃至慢性不況の徴候が表われてくるが、まさにこうした状況で国内市場を景気調節に使用しようとするねらいがこめられていたのである。（同書、94ページ）

さらに第3章「社会保障の対象と方法」を経て、結章「改良闘争と社会保障」では、

原則的には、「……大衆を教育し、組織して大衆の意識を高め、革命の力をたくわえることによって、機が熟したら権力をうばいとることにある……」（同書、212ページ）

本書の論旨を要約すると、社会保障を改良主義として

輕視することなく、社会保障闘争を通じて、それを最終的には体制の変革を可能とする条件にまで高めていくための理論構築にある。もちろんこうした論者なりの立場があることは、私なりにもついていくことは出来る。しかし、こうした内容に終始している本書が、「社会保障」という表題を掲げていることには、劈易しないわけにはいかない。

しかし、こうした立場は前掲の小倉他『現代の社会保障』にも共通していることであって、資本主義の全般的危機のもとでの独占資本の国家による社会問題対策として生れて来た社会保障制度にあっては、その格差と分断とはもともとその本質的屬性であるという規定が前提とされる。こうした規定をうけて堂面は、一部負担を採用したイギリスの国民保健サービスも、比例制を導入したその老齡年金も、社会保障の停滞ないし後退であると断定する。山本が社会保障の権利は、労働者の拠出によって社会保障の権利が生れるのではなく、「労働者の階級闘争が、労働者の自助原則＝相互扶助原則では生活保障が不可能になったという事実を、資本金家およびその国家に承認させることが、社会保障の権利の成立する根拠となる」とするのも共通した理解に立っている。したがって、労働者の拠出のないことが社会保障の進歩なのである。あるいはそうかも知れぬ。しかし、そうでないかも知れない。社会保障の史的形成と、各国制度の比較検討を試みようとするものにとって、負担と給付、均一性と比例性、などという最も論議の多い争点で、あまりにも性急に、一方的に論断されている感じはぬぐい切れない。

岡部の『現代社会保障論』も、独占資本主義における社会保障の位置づけを試みたものとして、かなり意欲的ではあるが、その論理は十分に整理されたものとなっているとは思われない。

荒木誠之の『日本の社会保障』は社会保障の法体系を概説する総説篇と、各制度の細目にわたる解説を試みる各説篇から成っている。

社会保障は本来政策的概念として発生したもので、厳密な法的概念とはなっていないとする論者は、その対象領域を確立する必要を強調する。それは第一義的には、国民の生存権に対応する法制度であり、その法制度によって生活危険および生活不能に対する給付が法的に確保されるものでなければならない。したがって社会保障の領域に属するものとして、老齡、失業、疾病などを対象とする社会保険と、生活困窮を対象とする公的扶助と、その中間領域としての無拠出年金制度とがあげられる。

直接に生活保障のための給付を行うものではない公衆衛生は除外され、社会福祉も対象者の生活保障を義務づけられる範囲だけがとりあげられることになる。ただし、総説で、こうした限定を試みた論者も、各説篇では社会保障のハンドブックたらしめようとする今一つの目的から、常識的、便宜的にこの国の一般的通念にしたがって、社会保険と生活保護（貧乏に対する保障）の外に、児童、老人、身障、精薄の福祉施策をもとりあげている。そこには首尾の一貫しないものがあり、社会保障の法理論の前進のためにも、一段の整理がのぞまれる。近刊の改訂版にはそれほど大きな改訂は行われていない。

佐藤進編『日本の社会保障』は、社会保障の諸給付の実態分析から出発して、法理念としての生存権がいかに機能しているかを問おうとしている。ここでは社会保障の体系に関する考察は他に委ねて、もっぱら受益者の立場から問題を追求しようとする。勤労者が疾病にかかった場合、失業した場合、老齡になった場合、労働災害の場合、等々における、佐藤を中心とする若い法学者と、行政機関、医療機関、受益者との協力による調査報告でもある。本書の構成はその意味できわめて独自であり、多くの事例報告もかなり説得的である。本書の意図は一応成功していると見ていいであろう。

職業安定所をたずねて、失業者に「どんな医療保険に入っているか」と質問する。大部分の人から、「何も入っていない」という答えが返ってくる。制度的には、失業＝健康保険被保険者資格喪失に伴う任意継続健康保険の申請が、国民健康保険に加入しているであろうという著者たちの期待は見事に裏切られる。そこには一かけらの権利意識も見出されない。もともと、職域における健康保険に加入したのも、単にある職場に採用されたから自動的に加入しただけであって、その時点ですでに権利意識とは無縁であったのだ、とも著者たちは嘆く。この指摘は正しい。ただし、そこでの問題をさらに一步すすめると、任意継続の制度によっていわば逆選択——現に疾病であるか、そのおそれの多い被保険者がもっぱら利用する傾向の強い——が行われ、健康保険の赤字要因となりかねないことである。そうした冷いつき放した言い方は多分に管理者的であるかも知れない。しかし任意継続の制度が行使されていない現実とともに、ある偏りをもってすでに利用もされている現実も、社会保障という機構を考える上で忘れてはならないものであろう。社会保険が強制的なものとして、はじめて成立しうる所以である。

黒木利克は『社会保障法概論』の第1章「社会保障法

の生成と発展」の中で、わが国においては、法の形成にあたって市民参加の実がほとんど見られなかったと言っている。

「実定法上の社会保障の概念と体系」「社会保障法の構造」では社会保障を経済保障としての、社会保険、公的扶助、無拠出の年金に限定していることは、荒木著の前掲書と同じ。「社会保障最低基準条約と社会保障法」も、国際的に、社会保障法の法領域を確認した形をとっている。「社会保障法の運営と社会事業」で、とくにケース・ワークをあげて、社会保障法の運営技術の問題として解釈し、その史的展開をかなりの紙数を割いてあとづけている。

上田千秋『社会保障入門』は、長く社会福祉の現業にあった著者が、国民的要求の立場から社会保障の基本問題を掘り下げようと試みたものであると言う。冒頭の「社会保障総論」と、イギリスの歴史を例にとって「社会保障の生成と発展」を説く部分は、十分入門書の役を果しうものと思われる。残された課題としての児童手当のための理論づけが、「児童と母性の社会保障」で追求されている。国際的にみても、家族（児童）手当が所得保障施策以外の何ものでもないこと、したがって、人口の資質向上とか、児童の健全育成とか言った観念的な根拠は一切これを排除しようという立場をとっている。「日本の社会保障制度」でひろく制度全般の紹介を行っているところでも、日本の制度のおくれ、資本主義国であるがゆえの絶対的な窮乏化をあきらかにすることによって、社会保障を所得保障という一本にしぼって、国民的立場からする要求をまとめ上げていこうとするところに著者の意図があるように思われる。

中村達『ヨーロッパの社会保障——祖国日本への反省』も、イギリス、フランス、西ドイツ、スイス、オランダ、北欧とひろく親切な解説を加えている。大きな思い違いも2、3見うけられるが、丹念に紹介につとめられている労は買うべきであろう。ただ残念なことには、ヨーロッパ旅行の見聞記のような体裁であって、かならずしもそうではない。著者の福祉施設内での長い実践を知悉している筆者にとっては、むしろ著者の生のままの印象記の方がこうした入門的な概説よりも、本質を伝えるものがあつたのではないかと惜しまれる。社会福祉の領域からの発想という上記二著が、著者らの独自の経歴が十分に生かされていないように思われる。上田はそれを学問的禁欲とも言っているが、むしろもっと自由な発言がほしかった。

吉田秀夫『社会保障入門』は、序章「生活のなかの社会保障」にはじまって、第1章以下、「社会保障の原則と役割」「世界における社会保障のあゆみ」「わが国の社会保障のあゆみ」「わが国の社会保障の特徴」「社会保障諸制度の現状と問題点」の5章があり、終章「戦後の社会保障闘争とその課題」で結んでいる。巻末に1961年の第5回世界労働組合モスクワ大会で採択された社会保障憲章が資料として収められている。戦後20年余、この国の制度の形成を凝視し続けてきた著者の、制度の実体と問題点の指摘は流石に手慣れたもので、多くの人の蒙を啓くものであるに違いない。「本書が社会保障闘争の方向と課題を明らかにする理論武装のために、そして広範な労働者国民大衆の学習活動のために、いささかでも寄与できれば幸いである。」と結んでいるこの書は、正しくそうした意図に貫かれている。

その点は、肥川治一郎『働く者の社会保障読本』も全く同じである。組織の中ですごしている人だけに、前編「社会保障の現実」の中で語られる、（まもられていない母体保護）（過労が未熟児を生む）（陽のあたらない保育所）（とり残される公衆衛生）（掛け金はどうなっているか）（低所得者の生活実態）（日本の老人自殺率はなぜ高い）（無いほうがマシの拠出制国民年金）（法律——老人福祉——はできたけれど）など、日常的な話題をとりあげて、わが国の社会保障制度の不備をつくところなど、なかなか説得的でもある。しかし、そうした現実をのりこえて、後編に掲げる「労働者の要求する当面の課題」への通路をどこに求めているのか。その可能性はどこにあるのか、大衆運動、労働運動の高まりという一点にだけしぼっている叙述では、体制の変革論ではあっても、必ずしも社会保障論とは言い得まい。

現実の暴露は問題の出発点にすぎない。そこからどこへ抜けていくべきか。そこでの具体的積極的なプランとしての解答は、次のようなところから推察する以外にない。

ところが社会主義諸国においては、これらの原則（社会保障憲章の示す……筆者）のすべてをみたしているばかりでなく、たえず改善拡充されてきた。資本主義社会の社会保障とは、比較にならない圧倒的優位性を保ってきた。（吉田、前掲書、56ページ）

だからこそ、資本主義国家の支配階級は、このことに脅威を感じ、さきにふれたように「福祉国家論」という幻想を意識的にまきちらしはじめているのである。（同上、96ページ）